

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第 2 号

奨学金制度の充実等を求める意見書（可決）

学費が高騰し、一方で世帯年収が下落している中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。既に大学生の 5 割超及び大学院生の 6 割超が、何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態である。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その奨学金予算の 7 割以上が、年 3 % を上限とする利息付きの奨学金である第二種奨学金となっている。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加する一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増している。同機構は、返還期限の猶予や減額返還等の制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収等が社会問題ともなっている。

よって、政府においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記事項について十全の対応をとるよう強く求める。

記

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充するとともに、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 無利子奨学金を充実させるとともに、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還等の救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の授業料減免制度を充実させ、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 23 日

議員提出議案第 3 号

T P P 協定の国会批准を行わないことを求める意見書（否決）

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定は、本年 2 月 4 日に調印を終え、各国での批准作業に移った。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないまま、T P P 対策費を含む補正予算を成立させ、約 2900 ページとされる協定の条文及び附属文書の公表も本年 2 月 2 日となるなど、十分に精査する時間も与えずに国会に批准を求めようとしている。国や地域、さらには国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するに当たり、このような拙速な手続はふさわしくない。

一方、T P P 協定は、少なくとも G D P の合計が T P P 域内の 85 % 以上を占める 6 カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しない。現在行われている米国大統領選挙の候補者のうち、T P P 大筋合意の支持者は少数派であり、米国の批准は早くても本年 11 月の大統領選挙・議会選挙後と見られている。米国の状況とは無関係に今国会中に批准を目指すことは、余りにも拙速過ぎる。

協定の内容も問題である。米及び麦の輸入枠の拡大、牛肉及び豚肉の関税引き下げなど、農産品重要5品目の全てで大幅な譲歩を行うとともに、農産品重要5品目の3割及びその他の農林水産物の98%で関税撤廃の合意をしている。さらには、政府が守ったとしている農産品重要5品目の例外も、発効7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議することが義務づけられているなど、現在示されている合意は通過点に過ぎず、今後、全農産品の関税撤廃が迫られるおそれがある。これでは、地域農業は立ち行かない。

また、透明性や規則の整合性確保を理由に、医療を初め健康や暮らしを守るさまざまな規制、制度にかかわる各種審議会に参加国企業が意見を表明できる規定さえある。TPP交渉と並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいる。

よって、このように問題を多く抱え、国会決議に違反するTPP協定については、国会での批准を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

議員提出議案第4号

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（可決）

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育てにおける孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑、困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定した。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待の発生の予防から、発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、その全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
- 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」のさらなる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に、児童福祉司、児童心理司、保健師等を初めとする職員配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等からの弁護士を活用等を積極的に図ること。
- 4 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の

通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

- 5 一時保護所の環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対し、きめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

議員提出議案第5号

地方公会計の整備促進に係る意見書（可決）

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において、統一的な基準による財務書類を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところである。

この通知に基づき、統一的な基準に基づく財務書類の作成、活用を進めるに当たっては、高齢化、人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう、国会及び政府において下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 統一的な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要することから、自治体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること。
- 2 統一的な基準による財務書類を作成するに当たり、さまざまな相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、自治体に対する実務面でのきめ細かな支援を実施すること。
- 3 統一的な基準による財務書類を作成、活用するためには複式簿記の知識等が必要となることから、自治体大学校等における自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

議員提出議案第6号

T P Pの影響に関する国民の不安の払拭及び対策の確実な実行を求める意見書（可決）

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定は、昨年10月5日に大筋合意し、本年2月4日に署名式が行われた。T P Pは、アジア太平洋地域に巨大な経済圏を創造し、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することにより、我が国の輸出が拡大し、経済再生に資するものと期待される。

一方で、我が国の農林水産業については、関税が即時撤廃となるもの、または時間をかけて関税削減、輸入枠拡大となるものがあり、地域への長期にわたる影響が懸念される。

農林水産業は地域の基幹産業であり、食料安全保障のみならず、国土や自然環境、観光資源となる農村景観の保全に不可欠な産業である。こうしたことから、政府は、T P Pに対する国民の不安や懸念

を払拭し、農林水産業を成長産業として支援していくため、昨年 11 月 25 日に総合的な T P P 関連政策大綱を決定した。

政府においては、今後、同大綱に基づいた必要な法整備と速やかな予算の執行を初め、以下の点について万全の施策を講じることを求める。

記

- 1 農林水産業の再生産が維持できるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行うとともに、政府の責任のもとに必要な財源を確保すること。
- 2 農林水産業の体質強化を念頭に、中長期的な対策を講じること。
- 3 農林水産物の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、6次産業化をさらに推進し、新たな需要創出を図ること。
- 4 検疫体制の強化により、輸入食品の安全性を確保し、国民の不安を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 23 日

議員提出議案第 7 号

軽減税率の円滑な導入に向けた事業者支援の強化を求める意見書（可決）

政府は、平成 29 年 4 月の消費税率 10%への引き上げと同時に軽減税率制度を導入する方針を決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めてとなる消費税の複数税率の導入となるものであり、流通段階の川上から川下に至る多くの事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度の導入までの間は現行の請求書等保存方式が基本的に維持されるなど、経過措置も講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため、相談体制の整備など事業者に対するサポート体制を整備することが急務と考える。

については、政府において、平成 27 年度予算の予備費等を活用の上、下記の事項に早急に取り組むよう強く要請する。

記

- 1 中小・小規模事業者等に対して複数税率に対応するレジの導入支援を行うこととされているが、必要な財源を確保の上、補助を希望する全ての事業者に対して実施すること。
- 2 電子的に受発注を行うシステムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うとともに、費用が高額となる場合は低利融資等の必要な支援を行うこと。
- 3 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小・小規模事業者等の理解を深めるための講習会の開催や相談窓口の設置等の取り組みを積極的に行うこと。また、この場合において、巡回指導や専門家の派遣等のアウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 23 日

議員提出議案第 8 号

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書（可決）

寡婦控除は、配偶者と死別または離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度である。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されるが、さまざまな事情で当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には、適用されない。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別または離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が35万円高くなるため、その分所得税が高くなる。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差が拡大している。

日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を出している。

非正規雇用労働者がふえる中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る視点からも、早急に改善すべきである。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける同法の規定が法のものとの平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になったが、税制の分野についても法改正が必要である。

よって、寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平を解消するため、国会及び政府に対し、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正の早期実現について強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

議員提出議案第9号

議案第14号「平成28年度青森市一般会計予算」及び議案第66号 「平成27年度青森市一般会計補正予算（第8号）」に対する附帯決議（可決）

実施判断を先送りされてきた青森駅周辺整備推進事業について、新年度から半橋上駅舎、東西自由通路、西口駅前広場の整備に着手することとなった。

今回、JR東日本側などとの協議により、事業費は当初の123億6000万円から約26億円圧縮し、97億3000万円となった。市の負担は44億3000万円で、4年後の供用開始となっている。

今回の予算案の議決を受け、速やかに市はJR東日本、県との協議を踏まえて基本協定を締結し、2016年度から設計に着手する流れとなるようだが、都市サービス施設については、駅舎の解体など5年の検討期間の中で判断するとの市長の答弁があった。

青森駅周辺整備推進事業が進捗することは、大変喜ばしいことである。しかし、今回の事業内容を見ると、自由通路の変更や駅舎部分の変更等があり、利便性という部分では大きな不安が残る。

このことから、今後この事業を進めるに当たり、以下の4点の事項を踏まえてJR東日本と基本協定を結ぶことを強く求めるものである。

記

- 1 青森駅周辺住民への説明会を速やかに開催し、その意見を反映するよう努めること。
- 2 本事業を広く市民に広報し、その意見を聴取すること。

3 有識者との議論の場を持ち、その意見を尊重すること。

4 議会からの意見を反映すること。

以上、決議する。

平成 28 年 3 月 23 日

議員提出議案第10号

青森駅前再開発ビル「アウガ」に市役所庁舎機能を導入することを求める決議（可決）

市は、平成 28 年 2 月 15 日、厳しい経営環境にある青森駅前再開発ビル「アウガ」の対応方針を示し、アウガを商業施設として再生させることを断念すること、市がアウガの土地・床を取得し、地階から 4 階までの商業フロアを公共フロアに転換して全館公共化を目指すこと、アウガの 1 階から 4 階までに市役所庁舎の一部を導入することなどを明示した。

しかしながら、平成 28 年 3 月 8 日、市はわずか 3 週間で、危機的状況が続くアウガに関する重大な公式方針を一転し、市役所庁舎の一部導入を撤回してしまった。

今定例会での一般質問で、市長は「アウガに庁舎の一部を導入して新庁舎整備の経費を圧縮する」という答弁をしたばかりであるが、このこと自体、アウガの土地と床を取得するための経費が現時点で中期財政計画に盛り込まれていないことや、行財政改革を行えない場合の基金が平成 31 年度で枯渇すること等の厳しい財政環境を市長自身が認識した上での判断であったはずである。

年間およそ 400 万人の人々が訪れるアウガは、まさしく市民共有の貴重な財産である。このように集客力の高いアウガに市役所庁舎機能を導入することにより、多数の来訪者がにぎわいをもたらし、結果としてアウガに係る市民の資産価値を高めることにつながるはずである。

私たちは、健全で安定的な財政環境を添えて、アウガを初め大事な市民資産を未来の青森市に引き継がなければならない。そして、そのための決断を未来から託されているのである。

地方自治法は、行財政運営に当たり最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定めている。

このことから、市に対し、次の事項の実施について強く求める。

記

1 市役所庁舎整備、青森駅周辺整備及びアウガという巨大プロジェクトを抱えている中、市は、アウガの公共化について、議会を含めさらに議論の場を設けること。

2 本市及び中心市街地の環境は激変しており、厳しい財政環境の中、本市のまちづくりを考え、市民の貴重な税金を効率的で効果的に活用するという観点に立ち、市役所庁舎の機能を果たす上で、アウガを最大限活用すること。

以上、決議する。

平成 28 年 3 月 23 日
